

入札説明書（建築関係コンサルタント）

国立療養所松丘保養園社会交流会館外構整備工事設計業務に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1. 業務の概要

(1) 業務内容

本業務は国立療養所松丘保養園社会交流会館外構整備工事設計業務である。
詳細は別添の特記仕様書による。

(2) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。
契約締結の翌日から平成30年5月15日（火）

(3) 電子入札システム対象業務

本業務は、資料の提出等を電子入札システムにより行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難いやむを得ない理由がある場合には、別紙の紙入札方式参加承諾書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

以下、本入札説明書において紙入札方式による場合の記述は、全て上記の発注者の承諾を得たことを前提として行われるものである。

(4) その他

本業務の契約書（案）、特記仕様書は別添のとおりである。

2. 入札参加者に要求される資格

(1) 入札に参加しようとする者は、以下に掲げる資格を満たしていること。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特段の理由がある場合に該当する。
- ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 平成29・30年度厚生労働省競争参加資格において、「建築関係建設コンサルタント業務」のB又はC等級に格付けされ、東北ブロックの競争参加資格を有する者であること。
- ④ 厚生労働省から、建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けている期間中ではないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、厚生労働省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該業務が継続している者でないこと。
- ⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(2) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(3) 管理技術者（※1）は1級建築士であること。

(4) 管理技術者及び主たる分担業務分野（※3）（建築分野）の主任担当技術者（※2）は、競争参加資格確認資料の提出者の組織に所属していること。

(5) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者はそれぞれ1名であること。

(6) 管理技術者が記載を求める建築分野を除く各主任担当技術者を兼任していないこと。

また、記載を求める主任担当技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術

者を兼任していないこと。

- (7) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者の手持業務について、携わっている業務（特定後又は入札後未契約の業務を含む。）が原則として5件未満であること。
- (8) 主たる分担業務分野（建築分野）のうち積算に関する業務を除く業務を再委託しないこと。
- (9) 建築分野、電気分野において、競争参加資格確認資料の提出者又は協力事務所が、他の競争参加資格確認資料の提出者の協力事務所となっていないこと。
- (10) 再委託先である協力事務所が東北ブロックの建設コンサルタント業務等一般競争参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止期間中でないこと。
- (11) 青森県内に本店又は支店を有すること。

注：※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」第9条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は下記による。なお、競争参加資格確認資料の提出においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合（様式5）に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。

ただし、この場合において当該分野の主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしてなければならない。

なお、下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	建築建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計をとりまとめる設計
建築（構造）	建築物の構造に関する設計
電 気	建築物の電気設備に関する設計

3. 担当部局

〒038-0003 青森県青森市大字石江字平山19

国立療養所松丘保養園 会計班

電話 017-788-0145

メール shomuka-kaikeihan@mhlw.go.jp

4. 競争参加資格確認資料の作成及び記載上の留意事項

1) 競争参加資格確認資料の作成要領

競争参加資格確認資料の様式は、別添様式1～5（A4判）に示されるとおりとする。

2) 競争参加資格確認資料の作成及び記載上の留意事項

(a) 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3）

管理技術者（様式2）、記載を求める各主任担当技術者（様式3）について、下に従い記載する。

① 氏名

技術者の氏名を記載する。

② 生年月日

技術者の生年月日及び年齢（提出時現在）を記載する。

③ 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載する。

④ 保有資格等

技術者の保有する当該分野の資格を記載する。

⑤ 手持業務の状況

提出日現在における手持ちの設計業務（特定後又は入札後未契約の業務を含む。）について、以下の項目を記載する。

- ・業務名
- ・発注者（再委託を受けている業務の場合、契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載する。）
- ・受注形態（単独又は共同体のうちいずれかに○をつける。共同体の場合は他の構成員を（ ）内に記載すること。）
- ・業務概要（対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて携わっている分担業務分野及び立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。）
- ・履行期間

(b) 協力事務所の名称等（様式4）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入すること。（主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入すること。）

(c) 新たな分担業務分野の追加（様式5）

競争参加資格確認資料の提出者において新たな分担業務分野を追加する場合は、下記項目を様式に従い記入すること。

- ① 新たに追加する分担業務分野
- ② 新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容
- ③ 分担業務分野を追加する理由
- ④ 主任担当技術者の経験及び能力

3) 競争参加資格確認資料の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合（PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。）は無効とすることがある。

5. 競争参加資格確認資料の提出方法、提出先、提出期限

- 1) 提出方法：1部を持参、郵送（書留郵便に限る。受領期限までに必着のこと。）
- 2) 提出先：3.に同じ
- 3) 提出期限：平成30年2月14日（水）17時まで

6. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

- 1) 質問は、持参、郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メール（持参以外の場合は到着又は着信を確認すること。）によること。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

① 質問の受付担当課：3.に同じ。

② 質問の受付期間：平成30年1月30日（火）9時より
平成30年2月14日（水）17時まで

- 2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から7日（ただし行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、質問者以外の全ての参加者に対して電送又は電子メールにより送付する。

7. 非指名理由に関する事項

- 1) 入札参加者として指名されなかった者に対しては、指名されなかった旨と、その理由（非指名理由）を書面（非指名通知書）をもって、国立療養所松丘保養園事務長から通知する。
- 2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、国立療養所松丘保養園事務長に対して非指名理由について説明を求ることができる。また、書面により通知を受けた者は、書面（様式は自由）を持参または郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メール（持参以外の場合は、到着又は着信を確認すること。）によること。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により行う。

4) 非指名理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

- ① 受付場所： 3. に同じ。
- ② 受付時間： 8時30 分から17時00分まで。

8. 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者を落札者とすることがある。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- ③ 上記において、落札者となるべき者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

9. 入札及び開札の日時及び場所

1) 締切日時

- (1) 平成30年 2月22日 (木) 9時45分まで
- (2) 場所：〒038-0003 青森県青森市大字石江字平山19
国立療養所松丘保養園 小会議室

2) 開札日時

平成30年 2月22日 (木) 10時00分

10. 入札方法等

- 1) 入札書は持参すること。郵送又は電送による入札は認めない。
- 2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 免除。
- 2) 契約保証金 免除。

12. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

13. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、競争参加資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び別冊競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札の時ににおいて指名停止を受けているもの、その他の開札の時ににおいて2. に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

14. 手続における交渉の有無 無。

15. 契約書作成の要否

要。別添契約書(案)により契約書を作成するものとする。

16. 支払条件

完成払い

17. 関連情報を入手するための照会窓口

3. に同じ。

18. その他

1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

2) 2. 2) に掲げる認定を受けていないものも競争参加資格確認資料を提出することができるが、その者が入札参加者として選定された場合であっても、入札に参加するためには、入札時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

3) 類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における類似業務の実績をもって判断するものとする。

4) 本件業務を受注した建設コンサルタント（再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。）及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次のア又はイに該当することをいう。

ア 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。

イ 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

5) 競争参加資格確認資料の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。

6) 競争参加資格確認資料に虚偽の記載をした場合（PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。）には、競争参加資格確認資料を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

7) 競争参加資格確認資料の提出後において、原則として競争参加資格確認資料に記載された内容の変更を認めない。また、競争参加資格確認資料に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

8) その他

技術資料の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。